## 山田みやこの活動報告

## 令和5年9月1日(金)

## 性暴力を考える講座に参加

主催 認定NPO法人ウイメンズハウスとちぎ

会場パルティとちぎ男女共同参画センター

「性暴力と刑事司法 ~不同意性交等罪で何が変わるのか~」

講師 後藤弘子氏 (千葉大学大学院社会科学研究院教授・NPO法人ヒューマンライツ・ナウ副理事長)

○声を上げた被害者たち

#MeTooは沈黙を破る動き

アメリカ 被害者が特定できる形で「沈黙を破る」

逮捕⇒起訴⇒23年の拘禁刑⇒控訴棄却

日本 被害者として本を書いた人たちがいる

伊藤詩織さん事件

「フラワーデモ」という形をとって声を上げる(性暴力に抗議する)

陸上自衛隊での性暴力

高校の先生からの性被害

しかし、性暴力は声を上げるのが困難⇒声を聞く準備が必要

## 。性暴力と性犯罪

すべての性暴力が性犯罪に残念ながらなるわけではない。そのため出来るだけ刑法の改正も必要。

- ・性犯罪被害者となるためには(認められるためには)
  - 1)被害にあったことの認識
  - 2) 性犯罪構成要件に合致
  - 3) 証拠を保全する
  - 4)被害届を出す
  - 5)被害者を特定し捕まえる
  - 6)被害について詳細に話す(何日も)
  - 7) 公開の法廷で証言する
- ・ハードルを越えて有罪となっても
  - 1) 身柄の拘束が不十分
  - 2) 身を守る制度が不十分
  - 3) 加害者の教育的介入が不十分
  - 4) 刑務所等での性犯罪処遇プログラムの効果が不十分
- ・刑事司法は公正ではない

今回の改正で刑事司法に対する信頼を回復させることは出来るのか

・刑事裁判には「女性の生」が反映されない 女性の生が制度に反映されるために⇒ジェンダー主流化の必要性

・刑事司法の目的に内在するバイアス

目的は「侵害された秩序の回復」だが、公的領域における男性があるべきだと考えた秩序 ⇒刑事司法は男性化されている

- 。性暴力について考えるための3つの基本視点
  - ①同意がなければ性暴力
  - ②性犯罪は権力犯罪
  - ③ジェンダー秩序に基づく権力関係 ↓

差別をなくし、ジェンダー平等な社会を目指すことで被害者の声を聴きやすくなる

令和5年6月成立7月施行の性犯罪関係の法改正 不同意性交等罪 5年以上の有期懲役 不同意わいせつ罪 6ヶ月以上10年以下の懲役 公訴時効期間が5年延長

今後期待されること5年後の見直し

不処罰の文化が変化するのか

まだ施行されていない「司法面接」の実地状況の注視

法律はできてもどのような教育が行われるのか

声を上げるのが難しい男性被害者支援の充実

※目まぐるしい社会の動きに対応した法律の改正と、それに伴う意識改革・教育の充実が今後必要となる

